

# 通帳やキャッシュカード等を 売買、譲渡することは**犯罪**です



- 預金口座の売買（預金通帳・キャッシュカードの譲渡等）は法律により禁止されており、売る側も買う側も罰せられることとなります。
- 預金口座を他人にあげたり売ったりすると1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金又はこれらの併科に処されます。